

公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
61	杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則の一部を改正する規則
62	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
63	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
64	杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則
65	杉並区個人番号の指定の請求等に関する規則の一部を改正する規則
66	杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則
67	杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月7日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第61号

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則（平成元年杉並区規則第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「終了した」を「成立した」に改め、同条第2項中「申請を行った」を「事前協議書を受理した」に改める。

第7条の2中「終了して」を「成立して」に、「を変更」を「又は協議の内容の変更（区長が再度の事前協議を要しないと認めるものに限る。）を」に、「申請者変更届」を「申請者等変更届」に改める。

第17条第1項中「助成金交付申請書」を「助成金等交付申請書」に改め、同条第2項中「助成金交付申請書」を「助成金等交付申請書」に改め、「及び除却及び移設等の確認」を削り、同条第3項中「助成金交付決定通知書」を「助成金等交付決定通知書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、条例第3条第1項の規定による事前協議に係る助成金の交付申請については、当該助成金の対象となる工事が完了した後に審査並びに除却及び移設等の確認を行い、助成金交付の決定を行うことができる。
第17条の次に次の2条を加える。

（助成金の変更の申請等）

第17条の2 前条第1項の規定により助成金の交付申請をした者は、同条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、助成金等変更申請書（第7号の2様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、助成金等変更申請書の提出があった場合（前条第3項の規定により助成金交付の決定を行う場合を除く。）には、これを審査し、適正な申請と認めたときは、助成金等変更承認通知書（第7号の3様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金対象工事の完了の届出等)

第17条の3 第17条第1項の規定により助成金の交付申請をした者は、助成金の対象となる工事が完了したときは、助成金等対象工事完了届(第7号の4様式)に必要な書類を添えて区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、当該助成金の対象となる工事の内容により必要がないと認めるものについては、助成金等対象工事完了届の提出又は書類の添付を省略させることができる。

3 区長は、助成金等対象工事完了届の提出があった場合(第17条第3項の規定により助成金交付の決定を行う場合を除く。)には、これを審査し、助成金の額を確定し、助成金等交付額確定通知書(第7号の5様式)により助成金交付の決定を受けた者に通知するものとする。

第18条中「助成金交付請求書」を「助成金等交付請求書」に改める。

第21条中「、第18条及び第19条」を「から第19条まで」に改める。

別表第2擁壁工事費の部を次のように改める。

擁壁工事費	後退用地内にある擁壁の解体に要する費用	1メートル当たり	高さ0.5メートル以上1.5メートル未満 9,000円 高さ1.5メートル以上3.0メートル未満 23,000円 高さ3.0メートル以上 40,000円 (当該費用がこれらの額に満たない場合にあつては、当該費用に相当する額)
	後退済の敷地内への擁壁の設置に要する費用	1メートル当たり	高さ0.5メートル以上1.5メートル未満 13,000円 高さ1.5メートル以上3.0メートル未満 53,000円 高さ3.0メートル以上 170,000円 (当該費用がこれらの額に満たない場合にあつては、当該費用に相当する額)

別表第2付記5中「とし、解体又は設置のいずれか一方の場合は、減額して算定

する」を「とする」に改める。

第1号の3様式から第4号様式までを次のように改める。

（表）

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所
フリガナ
 (建築主等) 氏名
 電話 ()

代理人 住所
 氏名
 電話 ()
 E-mail
 担当者名

狭あい道路拡幅整備事前協議書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第6条の規定により、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条（第1項・第2項）の事前協議を申請します。

以下の協議内容については、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請してください。相違ない場合は、以下の□にチェックを入れてください。

本協議内容については、申請者及び申請地の土地所有者全員の承諾を得ています。

添付書類	1 案内図（2部） 2 現況平面図（縮尺1：100）（2部） 3 登記事項証明書（土地）及び公図の写し（各1部）
協議に係る土地（申請地）の所在地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号
申請地の土地所有者	住所 氏名 電話

(裏)

以下の該当する□にチェックを入れてください。

前面道路の種類	<input type="checkbox"/> 2項道路	<input type="checkbox"/> 特別区道・区有通路
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他 ()
協議事項	中心線・後退用地	別添現況平面図のとおり ・確認申請等及び建築計画概要書の配置図には、現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。 ・後退用地には、通行の支障となるものを設置しません。
	整備方法	<input type="checkbox"/> 区整備を希望 (以下(1)～(4)について承諾します。) (1)後退用地内にある支障物 (工作物、埋設物、土地境界標示物等) は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。 (2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。 (3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。 (4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は、所有者が管理します。 <input type="checkbox"/> 自主整備 (別添自主整備計画書のとおり)
	隅切り用地 (東京都建築安全条例)	<input type="checkbox"/> あり () 箇所 *区道と区道の隅切りについて以下にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入する。(自己管理) <input type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入しない。(道路区域に編入し区管理) <input type="checkbox"/> なし
	特記事項	

年 月 日

杉並区長宛

申請者 住所
(建築主等) 氏名

電話

代理人 住所
氏名

電話

自主整備計画書

狭あい道路の拡幅整備の事前協議に関する後退用地等を下記のとおり自主整備するので、計画書を提出します。なお、整備後は自主整備完了届を提出し、後退用地等は道路として適切な維持管理を行います。

記

申請地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号
道路種別	1 特別区道・区有通路 2 私道 3 その他 ()
自主整備の種別 及び 後退用地等の整備	1 床面積 1,500 m ² 以上 ・ 開発行為 ・ 位置指定道路 整備 (1) 後退用地等 (アスファルト舗装 ・ その他) (2) 後退線の表示方法 (L形側溝 ・ 縁石 ・ その他) 別添自主整備計画図のとおり
	2 土地の管理 (売却 ・ 相続) 整備 後退用地は、塀等の支障物を撤去の上アスファルト舗装等とし、敷地側に縁石を設置し、後退線を表示する。
	3 その他 整備 (1) 後退用地等 (アスファルト舗装 ・ その他) (2) 後退線の表示方法 (L形側溝 ・ 縁石 ・ その他) 別添自主整備計画図のとおり

（表）

<p>申請者 住所 (建築主等) 氏名 様 電話 ()</p> <p>代理人 住所 氏名 様 電話 ()</p> <p style="text-align: center;">狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書</p> <p style="text-align: center;">杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条の規定による事前協議が終了したので、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。</p>			
添 付 書 類	1 案内図	2 現況平面図（縮尺1：100）	
協議に係る土地 （申請地）の 所 在 地	（地 番）	杉並区	丁目 番
	（住居表示）	杉並区	丁目 番 号
申 請 地 の 土 地 所 有 者	住 所		
	氏 名		
前面道路の種別	1 2項道路 2 その他（)	1 特別区道 2 区有通路 3 私道 4 その他（)	

(裏)

協 議	後 退 用 地 等	中心線・後退区域	別添現況平面図のとおり				
		後退用地	1 有	2 無			
		管理方法	1 区管理	2 自己管理			
		隅切り用地	1 有 (区管理)	2 有 (自己管理)	3 無		
		特記事項					
事 項	整備方法・整備内容	1 区整備 (整備承諾)	境界	1 L形側溝移設	2 縁石設置		
			舗装	1 アスファルト舗装	2 その他		
			移設物	1 電力柱	2 電信電話柱	3 街路灯	
				4 その他			
		特記事項					
		助成項目	1 門又は塀等の除却費				
			2 樹木の移設費				
	3 設備配管等撤去・移設費						
	4 擁壁工事費						
	5 事務手続費						
	6 隅切り奨励金 (区管理・自己管理)						
	7 重点整備路線の門又は塀等の除却・築造費						
	2 自主整備						
年 月 日							
杉並区長							
印							

杉並区長 宛 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 届出者 住所 <small>フリガナ</small> (変更後の申請者) 氏名 電話 () 代理人 住所 氏名 電話 () E-mail 担当者名 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申請者等変更届 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第7条の2の規定に基づき（ ）の変更を届け出ます。 </p>	
受付番号	第 号
申請地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号
変更前の申請者	住所 <hr/> 氏名
中心線・後退区域	別添現況平面図のとおり
整備方法	<input type="checkbox"/> 区整備を希望（以下(1)～(4)について承諾します。） (1)後退用地内にある支障物（工作物、埋設物、土地境界標示物等）は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。 (2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。 (3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。 (4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は所有者が管理します。 <input type="checkbox"/> 自主整備（別添自主整備計画書のとおり）

添付書類 狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書、公図、登記事項証明書等

年 月 日

杉並区長宛

協議申請者 住所

(建築主等) 氏名

印

電話

土地所有者 住所

氏名

印

電話

整備承諾書

下記の土地について、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第7条に基づく狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書及び同規則第13条の規定に基づき、道路として拡幅整備することを承諾します。

なお、この箇所の施工については、当該後退用地等と接する土地の所有者及び関係者の同意を得ています。

記

- 1 土地の所在地 (地番) 杉並区 丁目 番
(住居表示) 杉並区 丁目 番 号
- 2 添付書類 印鑑証明書

第5号様式中「㊟」を削り、

「

受 付 番 号	第 - 号 (区道・私道・その他)
---------	-------------------

」を

「

受 付 番 号	第 - 号
---------	-------

」に改める。

第6号様式を次のように改める。

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所
氏名
電話

助成金等交付申請書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則 第17条第1項
第21条において準用する第17条第1項
の規定に基づき、下記のとおり助成金等の交付を申請します。

記

土地の所在地	(地 番)杉並区	丁目	番
	(住居表示)杉並区	丁目	番 号

助成項目 (該当する項目に○を付けてください。)

- 1 門又は塀等の除却費
- 2 樹木の移設費
- 3 設備配管等撤去・移設費
- 4 擁壁工事費
- 5 事務手続費
- 6 重点整備路線の門又は塀等の除却・築造費
- 7 隅切り奨励金

受付番号 第 ー 号

(注) 助成項目3又は6の申請には、次の書類を添付してください。

工事費の見積書及び内訳書の写し、塀等の撤去図及び築造計画図並びに現況写真

第7号様式中「助成金交付決定通知書」を「助成金等交付決定通知書」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所
氏名
電話

助成金等変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定された杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例に基づく助成金等について、下記の理由により変更したいので申請します。

記

土地の所在地	(地 番)杉並区 丁目 番 (住居表示)杉並区 丁目 番 号
変更の内容	
変更の理由	

受付番号 第 一 号

第7号の3様式（第17条の2、第21条関係）

年 月 日

様

杉並区長 印

助成金等変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例に基づく助成金等変更申請書について、審査の結果、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

決定金額 (変更後)	千	百	十	万	千	百	十	円
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---

種 別	数量 (形状・寸法)	単価	金 額
門又は塀等の除却費			
樹木の移設費			
設備配管等 撤去・移設費			
擁壁工事費			
事務手続費			
重点整備路線の門又は 塀等の除却・築造費			
隅切り奨励金	1 区管理 2 自己管理		
土地の所在地	(地番) 杉並区 (住居表示) 杉並区	丁目 番 丁目 番	号
交付決定	年 月 日第 号	受付番号 第 - 号	

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所

氏名

電話

助成金等対象工事完了届

年 月 日 第 号で交付決定通知を受けた
年 月 日に交付申請を行った 工事が完了したので

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第17条の3の規定に基づき以下の
とおり報告します。

土地の所在地	(地 番)杉並区 丁目 番 (住居表示)杉並区 丁目 番 号
交付予定額	円
添付資料	・工事費の支払を証する書類の写し ・工事写真（工事前・工事中・工事後）
備考	

受付番号 第 一 号

年 月 日

様

杉並区長

印

助成金等交付額確定通知書

年 月 日付け第 号により交付決定した、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例に基づく助成金等について、助成金額が下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額	千	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---

種 別	数量（形状・寸法）	単価	金 額
門又は塀等の除却費			
樹木の移設費			
設備配管等 撤去・移設費			
擁壁工事費			
事務手続費			
重点整備路線の門又は 塀等の除却・築造費			
隅切り奨励金	1 区管理 2 自己管理		
土地の所在地	(地 番) 杉並区 (住居表示) 杉並区	丁目 丁目	番 番 号
			受付番号 第 - 号

第8号様式を次のように改める。

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住 所
 (請求者) 氏 名 ㊦
 電 話

助成金等交付請求書

狭あい道路拡幅整備事業の助成工事が完了したので、 年 月 日付で
 交付決定を受けた助成金等について、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則
 第18条
 第21条において準用する同規則第18条の規定により、下記のとおり請求します。
 なお、助成金等は、下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

記

1 請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
2 土地の所在地	(地 番) 杉並区 丁目 番							
	(住居表示) 杉並区 丁目 番 号							
3 振込先口座	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協					店	
	預金種目	普通 当座 貯蓄						
	口座番号 (右詰め)							
	※ 金融機関名・預金 種別は、該当のものを ○で囲んでください。	口座名義	(フリガナ)					
		(氏 名)						

完了年月日		交付決定番号 第 一 号
-------	--	--------------

第11号様式甲及び第11号様式乙を次のように改める。

年 月 日

杉並区長宛

協議申請者 住所

(建築主等) 氏名

㊞

電話

土地所有者 住所

氏名

㊞

電話

無償使用承諾書

下記の土地を、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第23条の規定に基づき、道路法の適用を受ける道路
杉並区区有通路条例の適用を受ける区有通路 として杉並区が無償で使用することを承諾します。

なお、本土地の所有権に異動が生じたときは、必ず申し送りします。

記

- 土地の所在地 (地番) 杉並区 丁目 番
(住居表示) 杉並区 丁目 番 号
- 使用目的 公共用道路
- 使用期間 使用目的存続期間
- 使用料 無料
- 添付書類 印鑑証明書

年 月 日

杉並区長宛

協議申請者 住所

(建築主等) 氏名

㊟

電話

土地所有者 住所

氏名

㊟

電話

無償使用承諾書

下記の隅切り用地を、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第23条の規定に基づき、杉並区が無償で使用することを承諾します。

記

- | | | | | | | |
|---|--------|------------------------------|-----|----|---|---|
| 1 | 土地の所在地 | (地番) | 杉並区 | 丁目 | 番 | |
| | | (住居表示) | 杉並区 | 丁目 | 番 | 号 |
| 2 | 使用目的 | 一般交通の用 | | | | |
| 3 | 使用期間 | 使用目的存続期間 | | | | |
| 4 | 使用料 | 無料 | | | | |
| 5 | 添付書類 | 印鑑証明書 | | | | |
| 6 | 管理 | 無償使用承諾した隅切り用地を道路として所有者が管理する。 | | | | |
| 7 | その他 | 既存の道路反射鏡、街路灯等の設置について承諾する。 | | | | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号の3様式から第2号様式まで、第4号様式、第5号様式、第11号様式甲及び第11号様式乙の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条から第18条まで及び第21条並びに第6号様式から第8号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に行われる改正後の第17条第1項の規定による助成金の交付申請に係る助成金について適用し、同日前に行われた改正前の第17条第1項の規定による助成金の交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第3号様式、第6号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、改正前の第1号の3様式、第1号の4様式、第4号様式、第5号様式、第11号様式甲及び第11号様式乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月22日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第62号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年杉並区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「7月1日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月22日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第63号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区規則第35号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「7月1日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月23日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第64号

杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

杉並区住民基本台帳事務規則（昭和45年杉並区規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第2号の2様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

名		生年月日 性別 住民票コード	住定日	在外選挙人名簿 登録市区町村名	備考
<住所>					
名		生年月日 性別 住民票コード	住定日	在外選挙人名簿 登録市区町村名	備考
<住所>					
名		生年月日 性別 住民票コード	住定日	在外選挙人名簿 登録市区町村名	備考
<住所>					

戸籍の附票					
本籍					
筆頭者					
名		生年月日 性別 住民票コード	住定日	在外選挙人名簿 登録市区町村名	備考
<住所>					
名		生年月日 性別 住民票コード	住定日	在外選挙人名簿 登録市区町村名	備考
<住所>					

第2号の2様式（第3条関係）

	年 月 日
本 籍 氏 名	
附票に記録されている者	【氏 名】 【生年月日】 【性別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】 【在外選挙人名簿登録市区町村名】
附票に記録されている者	【氏 名】 【生年月日】 【性別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】 【在外選挙人名簿登録市区町村名】
附票に記録されている者	【氏 名】 【生年月日】 【性別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】 【在外選挙人名簿登録市区町村名】
附票に記録されている者	【氏 名】 【生年月日】 【性別】 【住民票コード】 【住 所】 【住 定 日】 【在外選挙人名簿登録市区町村名】

発行番号

この写しは、 の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

杉並区長

印

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

杉並区個人番号の指定の請求等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月23日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第65号

杉並区個人番号の指定の請求等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の指定の請求等に関する規則（平成27年杉並区規則第91号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条第4項」を「第17条第7項」に改める。

第5条中「第17条第5項」を「第17条第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第66号

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則（令和2年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっとと本天沼	毎月第1月曜日及び第3月曜日	1月1日から同月4日まで	12月28日から同月31日まで
--------------------	----------------	--------------	-----------------

別表第2中

杉並区立コミュニティふらっとと方南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）				を
-------------------	--	--	--	--	---

杉並区立コミュニティふらっとと方南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）				に
杉並区立コミュニティふらっとと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				

改める。

別表第4に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっとと本天沼	ピアノ	1日	400円
	レーザーカラオケ	1日	100円
	ビデオプロジェクター	1日	100円

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第2の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年8月1日
- 2 改正後の別表第4に規定する杉並区立コミュニティふらっと本天沼の備付器具の使用の承認その他のこの規則の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 改正後の別表第2に規定する杉並区立コミュニティふらっと本天沼の限定登録団体抽選申込期間に係る規定は、令和6年10月1日以後に行う杉並区立コミュニティふらっと本天沼の施設に係る杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則第5条第1項に規定する抽選申込みについて適用する。

杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第67号

杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区保健所使用条例施行規則（昭和50年杉並区規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の部試験検査料の項中「890円」を「870円」に、「840円」を「810円」に、「4,750円」を「4,740円」に、「1,540円」を「1,500円」に、「2,720円」を「2,640円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。